

高教組通信 No.6

2011年2月1日
兵庫高教組書記局

URL <http://www.hyogo-kokyoso.com> E-mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

公務員の労働基本権を完全回復させましょう!!

労働基本権は憲法で保障された基本的権利です

憲法 28 条

「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これは保障する」
労働三権.....憲法 28 条の保障する権利

- ・ 団結権：労働組合をつくる権利、また労働組合に加入する権利
- ・ 団体交渉権：使用者と交渉し、協約をむすぶ権利（協約締結権）
- ・ 団体行動権（争議権）：使用者に要求を認めさせるため、ストライキをおこなう権利

公務員の労働基本権

今はどうなっているのか？

- ・ 公務員には、団結権は認められていますが、団体交渉権は制限され（協約締結権が認められていない）争議権は認められていません。
 - ・ この制限の代償措置として設置されたのが人事院や人事委員会です。
- 世界の標準は？
- ・ 公務員の労働基本権は、戦後間もない時期に GHQ の主導で剥奪・制限されたものです。日本の公務員は、欧米各国と比べて厳しい制限を受けています。
 - ・ ILO 結社の自由委員会は、全労連などの申し立てを受けて中間報告を出しています。（2002 年）

一般の地方公務員の労働基本権

	団結権	交渉権	争議権
イギリス			
フランス			
ドイツ			
アメリカ			
日本			×

：協約締結権なし ：条件付き
アメリカはカリフォルニア州（人事院調べ）

ILO98 号条約（団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約・日本は 1953 年 10 月 20 日に批准）との関係から、日本政府に対して「国の行政に直接従事しない公務員への、結社の自由の原則に沿った団体交渉権及びストライキ権の付与」を勧告した。

私たちの要求と政府の思惑

- ・ 憲法と ILO 報告・勧告に基づいた、労働基本権の完全回復を要求しています。
- ・ 政府の狙いは、人勸を廃止し、協約締結権回復を逆手に取った賃金大幅引き下げです。

協約締結権回復が目前に迫っています!!

政府の検討課題の中心は「自立的労使関係制度の措置」、すなわち協約締結権の回復です。争議権に関しては「国民の反対意見が多い」などとしており回復に難色を示しています。

協約締結権が回復するとどうなる？

- ・ 人事院・人事委員会の勧告制度は廃止されます。
- ・ 労使交渉を経て法律・条例で大枠を定め、組合と当局の交渉で賃金・権利など具体的な労働条件を決定するシステムになります。国、県、職場それぞれの段階で文書による労働協約を結ぶことになります。（有効期間は 3 年以内）

重要性を増す職場活動

- ・ 職場においても校長交渉により協約を結ぶことになります。勤務時間や休憩時間、職場環境など具体的な労働条件の多くは校長に専決権があり、職場で交渉して決めることができます。
- ・ 校長が交渉を拒否することはできません。

ものをいう「要求の過半数」

- ・ 過半数組合または職場の過半数の代表が協定を結ぶと、全職員がそれに拘束されます。
- ・ 高教組の分会が職場の代表になることが決定的に重要です。組合員が過半数いなくても、要求で職場の過半数の支持を得ること、そのための「総要求運動」の重要性が増します。

全ての教職員の高教組への結集を呼びかけます！

- ・ 「独立行政法人化」で一足先に労働基本権を獲得した国立大学・高専や付属の学校では、大学当局との交渉で様々な協約を結び運動を前進させています。組合加入者が増え、過半数組合が増加しつつあります。
- ・ 協約締結権回復を契機に全ての教職員の高教組への結集を呼びかけます。そのことにより、今まで以上の労働条件の改善が前進します。

獲得成果	大学数
教職員の研究専念休暇	15
入試手当の新設・改善	31
非正規(カクム)の正規化	24
非正規職員の夏季休暇	24

全大教調査（2010 年 6 月現在）

人勸無視の公務員賃金引き下げを狙う政府

- ・ 政府は、公務員の労働基本権がなお制約されているもとの、政府により人勸無視の賃下げを企図して、通常国会に公務員賃金を引き下げる「給与法案」の提出を狙っています。

当面のとりくみ

- 「人勸無視の公務員賃金の削減を許さず、労働基本権の完全回復と組織強化拡大をめざす学習決起集会」2月26日(土)13:30 高教組会館 分会 1 名
- 「公務員賃金削減に反対する職場決議」（できるだけ2月8日まで）
- 「憲法と ILO 基準にそった労働基本権の回復を求める請願署名」（最終3月17日）
- 「公務員賃金の引き下げに反対する要求署名」（2月中旬～3月末）